

砂 川 市 規 則 第 1 6 号

令 和 8 年 3 月 3 1 日

砂川市職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

砂川市職員の旅費に関する規則（昭和51年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（旅行役務提供者）

第3条 条例第2条第6号の規則で定める者は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

2 条例第2条第6号の規則で定めるものは、役務及び政令第2条第1項第9号に規定するカード等とする。

（旅費支給の適用除外）

第4条 条例第3条に規定する旅費について、旅行の移動距離が勤務場所等から2キロメートル未満の場合は、支給しないものとする。

第6条及び第7条を次のように改める。

（旅費の支給に係る特例）

第6条 条例第3条第4項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむをえない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
- （2） 条例第3条第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員が、その家族の旅行について、条例第16条及び条例第18条第1項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

2 条例第3条第4項の規則で定めるものは、次に掲げる額とする。

- （1） 鉄道賃、船賃、航空賃若しくはその他の交通費として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用をするため支払った額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受けることができる者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費又は宿泊費の額をそれぞれ超えることができない。
- （2） 赴任に伴う住所又は居所の移転のために支払った額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の範囲内の額
- （3） 手数料その他の出張命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

3 条例第3条第5項の規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 条例第3条第5項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

4 条例第3条第5項の規則で定める金額は、次に掲げる額とする。

- (1) 現に所持していた旅費（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、条例及びこの規則の規定により支給することができる旅費額
- (2) 現に所持していた旅費の一部を喪失した場合には、前号に定める旅費額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令等）

第7条 条例第4条第4項の規則で定める事項並びに同条第6項の規則で定める旅行命令書等の記載事項及び様式は、次に掲げる様式の定めるところによる。

- (1) 旅行命令書（別記様式1）
- (2) 旅費明細書（別記様式2）
- (3) 【旅費】支出負担行為兼支出命令書（別記様式3）

第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（鉄道賃に係る鉄道）

第8条 条例第4条の3第5項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第9条 条例第9条第1項の規則で定めるものは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

（その他の交通費の細則）

第10条 条例第11条第1項第5号の規則で定める交通用具は、次に掲げる交通用具とする。

- (1) 公用車（自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具のうち、市の所有に属するもの及び市が賃貸借契約により賃借するものをいう。）
- (2) 許可を受けて公務に使用する車（前号の公用車を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、旅行命令権者が特に必要と認めるもの

本則に次の3条を加える。

（宿泊費の特例）

第12条 旅行命令等による旅行の用務地が次の各号のいずれかに該当する場合、特別の事情がない限

り、旅行日数にかかわらず、宿泊を認めないものとする。

- (1) 函館本線 札幌から旭川までの間
- (2) 根室本線 富良野までの間
- (3) その他片道60キロメートル未満

2 条例第13条ただし書の規則で定める場合（条例第4条の3第7項ただし書の宿泊に係る特別な事情がある場合も同じ。）は、現に支払った費用の額が条例別表第2で規定する宿泊料を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合とする。

- (1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難である場合
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から安価な宿泊施設を選択する場合

（研修旅費）

第13条 条例第14条に規定する研修旅費は、最初の用務地に到着した翌日から最後の用務地を出発する前日までの期間について、同条第2項から第4項までの規定により計算した額を支給する。ただし、市長がやむをえないと認めた場合の研修旅費の日当は宿泊施設がない場合に限らず1日につき2,400円とする。

（給与の種類）

第14条 条例第25条第3項の規則で定める給与の種類は、砂川市職員諸給与条例（昭和31年条例第34号）に規定する給料、扶養手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び住居手当又はこれらに相当する給与とする。

別表第1の1、別表第1の2及び別表第2を削る。

附則の次に様式として次の3様式を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の砂川市職員の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

旅行命令書

令和 年 月 日 決裁							
発 令 伺	係	係長	課長補佐	課長	部長	副市長	市長

起 票 日		予 算 区 分	
所 属			
会 計			
科 目	款		
	項		
	目		
	事 業		
	節		
	細 節		
	細々節		

金 額	円
-----	---

用 務	
-----	--

用 務 先					
期 間	自	至	泊 日	交通手段等	
行 程					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
宿 泊 地	その他			円	
				円	
				円	

旅 行 者		
職 氏 名		
住 所		

伝票番号

整理番号

受付日

旅 費 明 細 書

年度

用	務										
用	務	先									
期	間	自	至				泊	日	交通手段等		
金	額				円	旅 行 命 令 伝 票 番 号					
人	数				人	旅 行 命 令 起 票 日					

住				所				職				氏				名				受領印
行程区分	単	位	金	額	行程区分（その他内訳）				単	位	金	額								
																			* *	
			円							円										
			円	そ の 他							円									
			円								円									
			円								円									
			円								円									
										合 計				円						

【旅費】 支出負担行為兼支出命令書

年 月 日 決裁						
係	係長	課長補佐	課長	部長	副市長	市長

起 票 日	年 月 日	予 算 区 分	
所 属			
会 計			
科 目	款		
	項		
	目		
	事 業		
	節		
	細 節		
	細々節		

前 回 繰 越 額	円	予 算 配 当 額	円
受 領 金 額	円	負 担 行 為 伺 済 額	円
使 用 額	円	予 算 配 当 残 額	円
精 算 額	円	今 回 繰 越 額	円

件 名			
-----	--	--	--

摘 要			
-----	--	--	--

資 金 受 領	精 算 元 伝 票 番 号			
債 権 者 等	支 払 方 法	支 払 希 望 日	年 月 日	
	住 所			
	氏 名			
	銀 行 / 口 座			
	口 座 名 義 人	債 権 者 番 号		

領 収	住 所			領 収 印	
	氏 名				

上記の金額を領収しました。

伝票番号 呼出番号

整理番号

出 納 機 関				執 行 済
会計係	会計係長	会計課長	会計管理者	